

## 最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和4年2月3日(木) 最高裁判所小会議室	
委員	委員長 秋山 哲一 (東洋大学理工学部建築学科教授)	
	委員 金子 裕子 (早稲田大学大学院会計研究科教授)	
	委員 都筑 満雄 (明治大学法学部教授)	
審議対象期間	令和3年4月1日から令和3年9月30日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	1件
	公募型及び工事 希望型指名競争	-
	通常指名競争	-
	随意契約	-
	その他	1件
建設コンサルタント業務	一般競争	-
	プロポーザル方式	-
	随意契約	1件
	総件数	3件
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(令和3年度上半期指名停止等の運用状況等について)</p> <p>※最高裁判所発注に係る熊本家裁庁舎増築等工事において、渡り廊下基礎梁の鉄筋を100mm間隔として施工すべきところ、過失により、200mm間隔として施工する粗雑工事を行ったことを理由として、同工事の受注者に対して指名停止措置を行った案件について報告</p> <p>・粗雑工事が生じた原因は何か。また、当該粗雑工事部分以外には同様の粗雑工事はないのか。</p> <p>・一般論として、低入札案件においては粗雑工事が生じやすい。また、粗雑工事が生じた際に工事監理業者の責任も問われた裁判例もあると聞いている。発注者としては、そのような観点を持って、今後同じようなことが起こらないようにするとともに、場合によっては工事監理業者の責任を問えるかどうかの検討が必要となることに留意してもらいたい。また、設計変更があった場合には、特に施工者や工事監理業者とのコミュニケーションを密にしてもらいたい。</p>	<p>・受注者の過失によるものであるが、原因としては、当初設計では200mm間隔として発注していたところ、その後、杭位置の変更に伴い配筋を見直したことにより、あばら筋の配筋を100mm間隔とする設計変更を行ったにもかかわらず、施工者においてこれを看過したことが原因ではないかと考えている。また、工事監理業務における施工と設計図との照合は、全数検査によらず抽出検査によることも許容しており、工事監理においても発見できなかったものである。なお、その他の部分に同様の粗雑工事がないことは確認している。</p>

意見・質問	回答
<p>・損害額の算定については、設計どおりの施工による建物の品質と鉄筋が不足した状態の建物の品質の差額とも考えられるところ、これと異なる考え方で損害額を算定したことについて説明されたい。</p> <p>・本件の粗雑工事があった箇所は、鉄筋不足があったとしても性能や品質に問題はないと評価できたかもしれないが、箇所によっては、前記のような損害額算定の考え方を採ることが相当となる場合もあると考える。</p> <p>(抽出案件について)</p> <p>1 最高裁庁舎設備改修等実施設計業務  ※ 本件は、初度入札公告手続において1者の入札参加があったが、二度入札を行っても予定価格に達しなかったため、同者と随意契約交渉を行い、見積合わせを経て契約した案件である。</p> <p>・前年度の本件業務の前提となっている「最高裁庁舎設備改修設計検討業務」の発注はどのように行ったのか。</p> <p>・同検討業務と本件業務は、言わば一連のプロジェクトであると理解したが、同検討業務の受注者が本件業務の入札手続に参加しなかった理由は把握しているか。</p> <p>2 福岡地家裁柳川支部庁舎改修工事  ※ 本件は、1回目の入札で5者の入札があったところ、最低価格であった者の入札金額が予定価格と約55%の乖離があったが、低入札価格調査を実施し、契約内容に適合した履行がされると判断されたため、契約を締結した案件である。</p>	<p>・今回のケースでは、構造上の安全性に問題はないことから、発注者が求める性能水準を達したとまではいえないため、不足する鉄筋の数に相当する費用を損害額と算定した。</p> <p>・今後の参考としたい。</p> <p>・同検討業務は、一般競争入札により本件業務の受注者とは別の業者が落札した。</p> <p>・繁忙のため配置予定技術者を確保できなかったと聞いている。</p>

意見・質問	回答
<p>・低入札価格調査において、受注者が下請け会社に不当な負担を強いていないことを丁寧に調査、確認していることがうかがえる。</p> <p>・本件工事は、相当低い落札率であるが、特別重点調査対象とならなかったのはなぜか。</p> <p>・大幅な低入札となった原因は、専ら落札者が材料を安価に調達できたからであって、労務費等にしわ寄せはなかったということか。</p> <p>3 千葉地家裁佐倉支部庁舎囲障改修工事ほか3件の不調となった囲障改修工事  ※ 千葉地家裁佐倉支部庁舎、甲府地家裁都留支部宿舎、東京高地簡裁庁舎及び新潟地家裁高田支部庁舎の各囲障改修工事は、入札公告を実施してもいずれも入札参加申請がなく不調となった案件である。</p> <p>・佐倉支部の案件について、初度入札手続きにおける参加申請者4者と、再度入札手続きにおける参加申請者2者は重複するのか。</p> <p>・初回入札手続きと再度入札手続きで、入札参加資格要件や予定価格を変更したのか。</p> <p>・今後も同様の囲障改修工事案件が出てきた場合に、何らかの不調不落対策は考えているのか。</p> <p>・初度入札手続きにおいて、参加申請者が複数いたのに、応札者がなかったのは何か理由があるのか。</p>	<p>・予定価格が裁判所の特別重点調査対象となる基準金額に満たなかったためである。</p> <p>・御理解のとおりである。</p> <p>・再度入札手続きにおける2者のうち、1者は重複するが、もう1者は新たな申請者である。</p> <p>・変更していない。</p> <p>・囲障改修工事は、大阪北部地震によるコンクリートブロック塀の倒壊被害を受けて3年をかけて実施してきたものである。  東京高裁管内においては、本件のような危険回避のための囲障改修工事は、今年度で全て終了することになっている。</p> <p>・入札前に他の工事を受注したため、応札しなかったと聞いている。</p>

意見・質問	回答
<p>・不調対策は、早期に公告しても、また、公告時期を遅らせても、それだけでは有効な対策にはならず、抜本的な解決は困難であると感じるが、引き続き様々な工夫をもって対策を検討してもらいたい。</p> <p>・以上、3件の審議案件について、入札及び契約が適正に行われていると思料する。</p>	